

第155回通常総会議事録

青森県国民健康保険団体連合会

第 1 5 5 回通常総会議事録

1. 日 時 令和5年7月10日（月） 13時28分～14時34分
2. 場 所 ウエディングプラザアラスカ 4階 「ダイヤモンド」
3. 出席会員 37名
青 森 県 弘 前 市 黒 石 市 五所川原市
十和田市 つがる市 平 川 市 平 内 町
外ヶ浜町 今 別 町 蓬 田 村 鱒ヶ沢町
深 浦 町 西目屋村 藤 崎 町 大 鰯 町
田舎館村 板 柳 町 中 泊 町 鶴 田 町
野辺地町 七 戸 町 六 戸 町 横 浜 町
東 北 町 おいらせ町 大 間 町 東 通 村
風間浦村 佐 井 村 三 戸 町 五 戸 町
田 子 町 南 部 町 階 上 町 新 郷 村
医師国保組合
4. 欠席会員 5名
青 森 市 八 戸 市 三 沢 市 む つ 市
六ヶ所村
5. 出席常勤役員 常務理事 舛 甚 悟
6. 事務局 奈良事務局長外13名
7. 提出議案
(1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
(2) 議案第1号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
事業報告の件
(3) 議案第2号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計決算の件
(4) 議案第3号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計決算の件
(5) 議案第4号 令和4年度青森県国民健康保険団体連合会
職員退職手当特別会計決算の件

- (6) 議案第 5 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
国保新聞等特別会計決算の件
- (7) 議案第 6 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業
特別会計決算の件
- (8) 議案第 7 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
レセプト電算処理システム準備積立金
特別会計決算の件
- (9) 議案第 8 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
介護保険事業関係業務特別会計決算の件
- (10) 議案第 9 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の件
- (11) 議案第 10 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計決算の件
- (12) 議案第 11 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の件
- (13) 議案第 12 号 令和 4 年度青森県国民健康保険団体連合会
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件
- (14) 議案第 13 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
一般会計補正予算（案）の件
- (15) 議案第 14 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
診療報酬審査支払特別会計補正予算（案）の件
- (16) 議案第 15 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
後期高齢者医療事業関係業務特別会計補正予算(案)の件
- (17) 議案第 16 号 令和 5 年度青森県国民健康保険団体連合会
医師確保対策事業特別会計補正予算（案）の件
- (18) 議案第 17 号 青森県国民健康保険団体連合会役員選任の件
- (19) 議案第 18 号 国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件

瓜田総務課長補佐	第155回通常総会の開会を告げた。 (とき：13時28分)
高樋理事長職務代行者	主催者挨拶。(要旨別紙)
奈良事務局長	議長の選出について、慣例に従い事務局から指名することに異議がないかを諮ったところ全員異議なく、南部町長 工藤 祐直氏を選任した。
議	長 就任挨拶後、会員総数42名のうち、本日の出席者は 37名で過半数に達したので、本総会は成立する旨を宣した。
議	長 議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了 承を得て、蓬田村長 久慈 修一氏、三戸町長 松尾 和彦氏 の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ 決定した。
議	長 先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求 めた。
桑 田 監 事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告 した。
議	長 議案審議に入る旨を告げ、各議案とも要点のみの説明に とどめるよう事務局に対し指示した。 本総会の提出議案である報告事項1件、議決事項18件 を一括上程し、これを適宜分割のうえ審議することの了承 を得て、報告第1号理事長専決処分事項報告の件について、 事務局の説明を求めた。
奈良事務局長	事務局長の奈良から説明したい。 報告第1号理事長が専決した事項は、一般会計の補正予 算である。 本会が県の要請を受け、医師確保対策として実施してい る「医師修学資金支援事業」に対し、県から今年度新たに 事務費が交付されることとなったため、交付日までに予算 措置が必要となったことから、令和5年4月17日に国保 法の規定により専決処分されたものである。

補正内容について、6頁の事項別明細で説明したい。

県から事務費補助金を受け入れるため、歳入8款・県支出金に3項・県補助金を新設し、1目・医師確保対策事業補助金として295万7,000円を追加し、歳出において2款1項2目一般管理費に事務経費として同額を追加したものである。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。

議長 次に、議案第1号令和4年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。

舛甚常務理事 常務理事の舛甚である。

令和4年度の事業報告について説明したい。

4年度の事業実施状況については、議案書に詳細に記載しているため、課題となっている3項目について抜き出してご説明したい。

資料No.1の1頁をご覧願いたい。

まず1点目の課題は、保険料水準の統一に向けた財政措置の獲得である。

国保財政運営を都道府県化した平成30年度の制度改革において、国は毎年3,400億円の公費投入で財政基盤を支えるとともに、将来的に同一の都道府県内の加入者で同じ所得水準・同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準とすることを大きな目的とされたところである。

国は保険料水準統一の道筋をつけるため、国保事業費納付金という仕組みを新たに導入するとともに、被保険者の保険料負担が急激に増加することがないように、激変緩和措置を講じてきた。

中段の表をご覧願いたい。

平成30年度には全国総額の①国暫定公費が300億円交付されており、それだけでは不足していたため、②に記載の100億円を追加している。

①の国暫定公費は、令和元年度以降、毎年50億円ずつ削減し、②の国暫定公費追加分は令和2年度から毎年20億円ずつ削減することとされているため、いずれも今年度をもって終了することとなる。

この国暫定公費が本県にいくら交付されたかを記載したのが下表の③、④である。

平成30年度には③の国暫定公費が約3億4,000万円、④の追加額が約1億1,000万円交付されており、この交付額は国保加入者数に応じて決まる。

令和5年度の③国暫定公費は約5,500万円、④の追加額は約2,200万円となっている。

⑤の県特例基金繰入額は、国から交付された激変緩和措置の全てを使っても伸び率が抑制できなかった際に基金を取り崩して対応してきたものである。

今後の対応として国は、今年度中に策定予定の「保険料水準統一加速化プラン」により、取組を強力的に推進することとしている。

次に、点線の囲み部分である。

この統一に向けた本県における取組だが、現行の青森県国保運営方針では保険料水準の統一を実現するためのプロセスとして、令和7年度までに全市町村の保険料算定方式を3方式へ統一すること、また、納付金の医療費指数反映係数である α （アルファ）を令和7年度には0（ゼロ）にすることなどが明記されている。

なお、令和4年度において資産割を含めた4方式を採用している県内市町村は25市町村である。

更には、今年度から新たにワーキンググループを設置し、県と市町村、本会間において統一に向けた課題である保健事業や地方単独事業、保険税収納率の差異の解消等を目的とした協議が進められている。

今後の対応としては、赤線で囲んでいる部分だが、まずは①として、激変緩和措置に代わる保険料水準の統一に向

けた新たな財政支援を国に働きかけていく必要があると考えている。

②としては、国が策定する「保険料水準統一加速化プラン」を踏まえ、県に設置された新たなワーキンググループにおいて、県や市町村とともに本県の実情に即した統一までの工程が策定されるよう協議していく必要がある。

次に、2頁をご覧願いたい。

課題の2点目は健康保険証の廃止に伴う対応である。

本年6月2日に成立した「マイナンバー法等の一部改正法」により、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するとともに、令和6年秋には健康保険証が廃止されることとなった。

ただし、マイナンバーカードを取得していない方や紛失した方、また、更新中の被保険者から申請があった場合には、各医療保険者が保険証に代わる資格確認書を交付する必要があるとされているが、現在国において、申請が無くとも資格確認書を交付するプッシュ型についての検討がされている。

本県における課題の1つ目として、本県の国民健康保険の被保険者証は、様式や有効期間・更新時期等を県内で統一してきたため、経過措置期間における保険証の取扱いや資格確認書の交付方法について、県下統一的な対応が必要であると考えている。

2つ目は、保険税滞納者との納付相談の機会の確保が難しくなるのではないかという点である。

保険証の廃止に伴い「短期被保険者証」と「資格証明書」の仕組みも廃止される。

現在、多くの市町村では滞納者が短期被保険者証の交付手続きのために来庁された機会を捉えて納付相談を行い、保険料の確保に努めているので、収納率の低下を非常に懸念している。

これらを踏まえ、今後の対応として、県と市町村、本会

で対応を協議していくことはもとより、国に対して十分な対策を講じるよう要請することとして「決議事項」に盛り込んでいる。

課題の3点目は、国保総合システムの更改費用に係る国庫補助の要望である。

国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラとして、全国の国保連合会が使用している国保総合システムについては、国の方針に基づきクラウドサービスの利用や社会保険診療報酬支払基金システムとの共同利用など、2段階で更改を実施することとしている。

これに伴い、第1段階の開発経費が膨らみ、全国規模で100億円を超える財源不足が見込まれる事態となったため、知事会や市長会、町村会等、地方6団体の協力のもと、国の責任で更改経費を負担するよう要望運動を展開してきた。

その要望の結果であるが、令和4年度の当初予算に54億円、第2次補正予算に令和5年度分として57億円が前倒しで措置され、第1段階については一定の道筋がついたところである。

皆様方のご協力に感謝申し上げたい。

今後の対応としては、本更改は国の方針に基づくものであることから、第2段階の開発経費とその運用に係る経費に対しても、財政支援を要請することとして「決議事項」に盛り込んでいる。

私からの説明は以上であるが、引き続き担当から具体的な事業実施状況について説明させる。

小田切事業振興課長

事業振興課長の小田切から引き続き、3頁以降の事業報告関連資料について説明したい。

1点目は、令和5年度分の保険者インセンティブ制度である。

まず、国保分の保険者努力支援制度だが、全国枠で競争配分される総額1,000億円に加え、疾病予防・健康づ

くりをより強力に推進することを目的に令和2年度から増額された500億円が、今年度分は財務省からの指摘を受け予算の執行状況を踏まえた結果、200億円縮減されたものの、財政安定化基金から80億円充当し1,380億円確保されている。

下の表であるが、左側には「市町村分」、右側には「都道府県分」の今年の評価指標を掲載している。

従来からの指標に大幅な変更はないが、令和5年度分から新設された指標は朱書きで記載している。

また、黄色で網掛けしている部分が点数配分の高い項目である。

左側の市町村分「共通③」の「発症予防・重症化予防の取組」、「共通⑥」の「後発医薬品に関する取組」、「保険税の収納率」などの配点が高くなっている。

右側の都道府県分だが、中段に記載の指標②「年齢調整後の1人当たり医療費」、指標③「重症化予防、重複・多剤投与者への取組」などの配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、県内全市町村の合計で評価されるもので、例えば一番上の指標にある特定健診の受診率では県平均が60%を超え、さらに、前年度から1%アップしていること、また、保健指導は2%アップしていること、この要件をクリアした時に満点の25点が獲得できるというものである。

達成できない時は、細分化されたものごとに全市町村の取組状況の合計で配分されることになっている。

4頁をご覧願いたい。

「市町村分」と「都道府県分」を合わせた今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県の1人当たり交付額は3,939円で、4年度に比べ21円高くなっているが、順位は26位から36位に下がっている。

この交付金は、全国で競争配分されているのため、金額

が増えても他の都道府県の獲得状況により順位が下がる場合もある。

なお、本県の「都道府県分」の交付額が4年度に比べ約3,400万円低くなっており、これは5年度分から新設された「重複・多剤投与者に対する取組」と「重複・多剤投与者数の減少幅」が基準に満たなかったため、点数を獲得できなかったことが影響しているものと思われる。

5頁をご覧願いたい。

「市町村分」と「県分」を合わせた令和5年度の県内市町村別の1人当たり交付額、次の6頁は県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものであるので、参考にさせていただきたい。

上の囲み部分だが、インセンティブ機能を強化するため、令和2年度分からマイナス評価が導入されているので、気を付けて取り組んでいただきたい。

7頁をご覧願いたい。

介護保険分のインセンティブ制度である。

「保険者機能強化推進交付金」と「保険者努力支援交付金」の2つがあり、令和5年度分の「保険者機能強化推進交付金」は、財務省から評価指標や配分基準が重複しているとの指摘を受けて評価指標が見直され、50億円減の150億円に縮減されている。

下の表が新たな評価指標で、黄色の網掛けのとおり(5)の「介護予防」、(7)の「要介護状態の維持・改善」の取組に対する配点が高くなっている。

8頁をご覧願いたい。

市町村分の今年度交付される都道府県別1人当たり交付額である。

本県の1人当たり交付額は、右上の表に記載している956円で全国13位、1人当たり交付額・順位ともに前年度より少し下がっている。

交付額が減少した要因は、保険者機能強化推進交付金が、

50億円縮減されたことが影響している。

9頁は都道府県別の獲得点数で、本県は13位となっている。

10頁をご覧願いたい。

県内市町村別の獲得点数を掲載しているので、参考にさせていただきたい。

11頁をご覧願いたい。

2点目は、各業務処理システムの管理・運用についてである。

本会の基幹システムである国保総合システムを中心とした国保事務処理システムの連携図であり、多くのシステムを管理・運用している。

また、保険者、県、後期高齢者医療広域連合とは専用回線で結び、様々な保険者事務支援の処理を行っているほか、医療DXの要であるオンライン資格確認等システムへのデータ連携も行うなど、国保関連事務のインフラとして機能しているため、更なる安定運営に努めて参りたい。

なお、朱書きの各システムは、現在、国の方針に沿って更改作業を進めているものであるが、これについても市町村事務に影響しないよう万全を期して取り組むこととしている。

12頁をご覧願いたい。

3点目は医療費の支払状況である。

グラフの右端が令和4年度の本県の医療費支払額であり、国保と後期を合わせると2,523億円である。

下の表は被保険者数であるが、青字の国保は非正規従業員の社保適用の拡大や、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行などにより、大きく減少している。

一方、赤字の後期高齢者は増加数が大きくなってきているため、医療費の動向にも影響しているものと思われる。

13頁をご覧願いたい。

4点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成12年度は、年間の支払額が520億円だったが、23年目となった令和4年度では約2.7倍の1,380億円で、制度開始以来初めて前年度を下回った。

これは、コロナの感染拡大で通所系サービスの利用控えや、事業所側の受け入れ制限が影響したものと思われる。

14頁をご覧ください。

最後の5点目は、障害介護給付費等の支払状況である。

ご覧のとおり、黄色の障害者及び薄紫色の18歳未満の障害児分も年々増加している。

以上、事業状況についてご報告したが、医療費適正化対策など保険者インセンティブ制度において、各市町村が点数を獲得できるよう県と連携し支援していくとともに、医療や介護等の審査支払業務の適確な処理に引き続き努めて参りたい。

説明は以上である。

議 長
吉田深浦町長

事務局の説明に対して質疑を徴した。

健康保険証の廃止に伴う対応であるが、今後短期被保険者証や資格証明書が廃止されることとなる。

マイナンバーカードを医療機関の受付で提出した時に、マイナンバーカードで受付できない要因に保険税の滞納が含まれているのか。

舛甚常務理事

含まれていない。

システムで受付できないのは、資格の紐づけがうまくいっていないものである。

協会けんぽや健保組合等において、保険証の資格情報と現在の資格情報がマッチングできていないためエラーとなっているものがほとんどである。

市町村では住民基本台帳と突合し、本会に提供いただいた資格情報をシステム連携しているためほぼ不一致はないと国では認識されている。

吉田深浦町長

保険税の滞納はあっても、マイナンバーカードで診療を

受けることができるということか。

舛甚常務理事　　そうである。

吉田深浦町長　　その分は国で負担するのか。

舛甚常務理事　　そうではない。

吉田深浦町長　　その辺が非常に曖昧であり、今後の課題であると感じている。

舛甚常務理事　　滞納者への対応方針はまだ示されておらず、今のところは保険証を廃止してマイナンバーと紐づけできない方には資格確認書を交付するというところまでしか議論がされていない状況である。

議　　長　　質疑を徴したところ全員異議なく、議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。

議　　長　　次に、決算関係を一括ご審議願いたい。

奈良事務局長　　議案第2号令和4年度一般会計決算の件から第12号令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計11件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長　　決算議案は180頁にも及ぶことから、資料No.2で説明したい。

1頁をお開き願いたい。

令和4年度の決算総括表である。

議案第2号から第12号まで11の会計の決算合計額は一番下の欄で、②収入高4,404億508万7,772円、③支出高4,402億6,368万5,902円、右隣りA欄の翌年度への繰越額は1億4,140万1,870円である。

次に、各会計の概要を説明したい。

2頁をお開き願いたい。

この資料は、左から議案番号、会計の名称と決算額、その右のA欄に翌年度への繰越額、B欄には歳入面での予算額との差異を、C欄には歳出面での予算との差異を載せており、主な理由を赤字で表記している。

はじめに、議案第2号は一般会計の決算である。

歳入は15億9,798万2,776円、歳出は15億6,875万8,528円で、差引残額は2,922万4,248円である。

A欄に付記しているが、この翌年度への繰越額が5年度予算で繰越金として計上している額を上回ったため、後ほど予算補正案をお諮りすることとしている。

なお、他の会計においても同様に予算補正が必要な場合は同じく付記をしている。

決算状況の要点としては、B欄の歳入面で8款・県支出金が大きく減額となっている。

これは、県から委託を受けて急遽実施した「介護・障害施設職員の処遇改善支援事業」に係る県からの受入金であり、歳出3款・事業費において介護事業所等への交付金を通過経理したものであるため、歳入不足ではない。

次に、議案第3号は、国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計で、5つの勘定がある。

まず運営費に係る業務勘定だが、歳入は9億968万9,536円、歳出は8億5,874万1,785円で、差引残額は5,094万7,751円である。

歳入面では、1款・手数料がコロナ禍の受診控えでレセプト件数を抑えて見込んでいたため、予算額に対し増額となった。

7款・諸収入が大きく減額となっているが、これは国保の被保険者が社保に移ったにもかかわらず、国保の保険証のまま受診した場合や、またその逆の場合の医療費を保険者間で相殺調整しているもので、歳出8款・諸支出金の不用額と見合いである。

歳出面では、4年度もまだコロナ禍の影響で、会議開催費用を中心に不用額が多く発生している。

3頁をお開き願いたい。

国保に係る4つの支払勘定で、保険者から医療費を受け入れし、医療機関に支払う通過勘定である。

まず、国保一般医療費分の支払勘定は、歳入は915億5,313万7,751円、歳出は915億5,289万2,761円となった。

差引残額の24万4,990円は、県立の医療施設が翌月支払となっていることによる繰越額である。

その下の公費負担医療支払勘定は、難病や乳幼児医療など20項目の公費医療を経理しているもので、歳入は30億2,822万7,304円、歳出は30億2,814万6,371円である。

差引残額の8万933円は、国から概算交付されている高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で、4年度はこれに係る支払いが生じなかったため、5年度に繰越し全額を国庫に返還する。

その下は出産育児一時金の支払勘定で、歳入歳出とも2億3,683万1,702円である。

その下は国の風しん追加対策とコロナワクチンの住所地外接種費用を経理している勘定で、歳入歳出とも2億9,160万2,116円である。

続いて、議案第4号は退職手当積立金を複式会計で管理している特別会計である。

3年度末の保有額である予算現額2,539万4,000円に対し、4年度末の保有額を示す歳入が2,324万2,725円と215万円減少している。

これは、B欄の理由のとおり退職手当の支給額2,215万円と、他会計からの繰入れによる積み増し2,000万円の差額である。

差引残額の64円は定期預金利息である。

次に、議案第5号は国保新聞等特別会計である。

市町村における参考図書等の共同購入費、業務端末リース料、医療費通知の費用などを経理しており、歳入は8,932万8,091円、歳出は8,932万7,091円で、差引残額1,000円は当期利益金であ

る。

4頁をお開き願いたい。

議案第6号は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計である。

交通事故などによる医療費を損害保険会社や加害者から求償し保険者に送金しているもので、4年度は2億9,375万2,385円を収納し、市町村等に送金している。

次の議案第7号は、レセプト電算処理システム準備積立金特別会計である。

診療報酬改定に係るプログラム改修費に充てるため、国が定めた負担金を市町村から受入し、国保中央会に特別分担金として納入しているもので、歳入歳出とも328万4,784円である。

続いて議案第8号は、介護保険事業関係業務特別会計である。

まず、業務勘定の歳入は2億517万4,819円、歳出は1億9,711万1,946円で、差引残額は806万2,873円である。

歳入1款・手数料の減額は、介護事業所がインターネット請求する際に必要な電子証明書の発行手数料で、歳出1款・事業費で同額を認証機関へ納付し通過経理しているもので、歳入不足となるものではない。

次に、介護保険に係る2つの支払勘定である。

介護給付費の支払勘定は、歳入歳出とも1,362億6,595万3,383円、その下の介護保険に係る12項目の公費負担給付費は、歳入歳出とも17億478万2,719円となった。

5頁をお開き願いたい。

議案第9号は、障害者総合支援法に関する特別会計である。

まず業務勘定の歳入は6,127万6,710円、歳出

は5,695万4,693円で、差引残額は432万2,017円である。

歳入1款・手数料は、レセプト件数が予算積算を若干上回り、46万円の増となった。

なお、電子証明書発行件数の減は介護保険分と同様の理由である。

下の障害介護給付費の支払額は、歳入歳出とも381億4,924万3,232円、その下の18歳未満の障害児給付費の支払額は、歳入歳出ともに59億8,795万9,073円で、毎年10%程度ずつ伸び続けている。

次に、議案第10号医師確保対策事業特別会計は、県と市町村が拠出し実施している医師修学資金支援事業を経理している。

歳入は1億7,013万9,042円、歳出は1億5,473万107円で、差引残額は1,540万8,935円である。

これは、歳出1款・事業費の留年等による修学生への支援費の不用額と、契約解除者からの返還金によるものであり、この繰越額は5年度の市町村の負担金から減額算定されている。

6頁をお開き願いたい。

議案第11号は後期高齢者医療関係の特別会計である。

まず、業務勘定であるが、歳入は8億8,217万9,925円、歳出は8億5,467万2,530円で、差引残額は2,750万7,395円である。

歳入の4款・受託事業収入の減は、後期高齢者医療広域連合からの業務委託費で、歳出2款・事業費の支出と見合いであるため、歳入不足ではない。

その下は後期高齢者に関する医療費の支払勘定で、歳入歳出とも1,569億9,289万9,620円である。

もう一つ下の後期高齢者の公費負担医療の支払勘定は、

歳入歳出とも7億3,123万6,915円で、コロナの入院医療費の影響により対前年度比56.0%増と大きく伸びている。

次に、7頁をお開き願いたい。

議案第12号は特定健診等事業特別会計である。

まず業務勘定の歳入は4,210万2,124円、歳出は3,650万460円で、差引残額は560万1,664円である。

歳入1款・手数料は、コロナによる受診控えを見込んで低く抑えていたため、予算額に対しては287万円程の増となったが、コロナ前の令和元年度のレベルには戻っていない。

下の特定健診等費用支払勘定は、国保被保険者分の健診費用で歳入歳出とも7億5,509万2,680円、その下は、後期高齢者分の健診費用で、歳入歳出とも4億2,996万8,360円である。

最後に、8頁の積立金の状況をご覧願いたい。

左側の表の下から2つ目の8番、合計額をご覧願いたい。積立金の種類ごとの各会計の合計である。

4年度の出納閉鎖となる令和5年5月31日現在の総保有額は4億3,718万8,000円で、前年度比1億6,756万9,000円の増である。

これは、国保、介護、障害、健診と本会の全てのシステムが現在、国のクラウド・バイ・デフォルトの方針に沿って数年に渡り大規模なシステム更改を行っているための積み増しであり、事業運営積立金と退職手当積立金以外は令和8年度までにはほぼ全額をその経費に充当する。

右側には各積立金の目的、上限額、また、洗い替え方式など定められたそれぞれの運用方法を一覧にしたので、参考に願いたい。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第2号から第12号までの計11件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。
議案第13号令和5年度一般会計補正予算の件から第16号令和5年度医師確保対策事業特別会計補正予算の件までの計4件について、事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 議案の273頁をお開き願いたい。
議案第13号は、令和5年度一般会計の補正予算第2号である。

事項別明細書で説明するため、276頁をご覧願いたい。
補正内容については先ほどの決算説明でも申し上げたが、4年度の決算剰余金が5年度予算で措置した繰越金を上回ったため、その増額分546万7,000円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出・予備費に追加するものである。

理由としては、被保険者数が急激に減少しており、令和6年度においても保険者に負担いただいている一般負担金の大幅な減収が予想されるため、その備えとしたいというものである。

続いて、278頁をお開き願いたい。

2件目は、議案第14号診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

280頁の事項別明細書をお開き願いたい。

当会計も4年度からの繰越金が増額となったため、その増額分である2,245万7,000円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出5款・積立金の財政調整基金積立資産に追加する。

これは、被保険者数の減少とコロナによる受診控えの定着でレセプト件数が大きく落ち込み、令和6年度の審査手数料収入の大幅な減収が見込まれるため、それに備えるものである。

なお、この財政調整積立資産は翌年度に全額繰り入れる

ことを条件に、手数料収入の10%を上限として国税庁に認められているものである。

3件目は、議案第15号後期高齢者医療事業関係業務特別会計の補正予算である。

284頁の事項別明細書をご覧願いたい。

こちらにも、前年度繰越金が増額となった1,095万7,000円を歳入・繰越金に追加し、同額を歳出6款・積立金の財政調整基金積立資産に追加する。

理由としては、令和7年度に後期高齢者医療請求支払システムが国の方針に従い全国クラウド化されるが、本会においても大規模な機器の更新が必要となるため、その備えとしたいというものである。

続いて、286頁をお開き願いたい。

4件目は、議案第16号医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

288頁をご覧願いたい。

今年度の医師修学資金支援事業において4名から契約解除の申し出があったため、解除者からの返還金1,754万円を歳入3款・貸付金返還金に追加する。

また、同額を歳出3款・返還金に追加し、県へ補助金を返還する。

なお、県補助金の返還額は、この内の1,149万円程で、残りの約600万円は6年度に繰越し、市町村負担金に充当されるものである。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第13号から第16号までの計4件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第17号役員選任の件について事務局の説明を求めた。

奈良事務局長 290頁をお開き願いたい。

議案第17号は、任期満了に伴う役員選任の件である。

1の選任いただく役員は理事18名、監事3名で、2の選任の方法にあるとおり、(1) 県市長会及び県町村会並びに青森県から推薦のあった方々と、(2)の本会理事会が推薦する学識経験者理事候補者を総会で選任することになっている。

このたび、県市長会、県町村会等から右側の名簿のとおり役員候補者をご推薦いただいたため、この方々を役員として選任いただきたいという主旨である。

任期は本年7月12日から令和7年7月11日までの2年間となる。

なお、本日選任いただければ当総会終了後、新理事による理事会組織会を開催し、正・副理事長並びに常務理事を互選いただくこととなる。

説明は以上である。

議 長 事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、議案第17号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 次に、議案第18号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。

長内事務局次長 事務局次長の長内から説明したい。

議案の292頁、293頁をお開き願いたい。

令和5年度の国保制度改善強化全国大会は、本年11月13日に東京都で開催予定となっている。

この全国大会を経て、実現を期する当面の懸案事項として12項目を掲げ当総会において決議し、本年度の実行運動を展開するとの主旨を説明し決議文を朗読した。

議 長 事務局の説明に対し質疑を徴したところ全員異議なく、議案第18号は原案どおり決定する旨宣した。

議 長 最後に、国保永年勤続者表彰について事務局の報告を求めた。

瓜田総務課長補佐 6月27日開催の本会理事会において、顕彰日は新理事長の任期開始となる7月12日付とし、顕彰方法は例年同様、当該市町村長からの伝達表彰としたことを告げ、受賞

	者9名の氏名を朗読した。
議 長	全議案の議了を宣した。(とき：14時32分)
櫻井副理事長	閉会挨拶。(とき：14時33分)
瓜田総務課長補佐	総会日程の終了を告げた。(とき：14時34分)

上記第155回通常総会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月31日

議

長

工藤祐直

令和5年8月3日

議事録署名者

久慈修一

令和5年8月8日

同

上

松尾和彦

国保連合会 第155回通常総会・理事長職務代行者 挨拶

とき 令和5年7月10日 午後1時30分

ところ ウエディングプラザアラスカ4階「ダイヤモンド」

理事長が欠員となっておりまして、代わって一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

ご案内のように、本日の総会では、令和4年度の事業報告と各会計の決算、並びに任期満了に伴う役員を選任等をご審議いただくこととしております。

何卒、慎重なるご審議のうえ、しかるべきご承認、ご決定を賜われますようお願い申し上げます。

各議案につきましては、それぞれ説明される手筈になっておりますが、この機会に、私から2点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和4年度における、本会の会務運営についてであります。

まず、基幹業務といたしまして、年間2500億円を超える国保及び後期高齢者の医療費、並びに、1300億円台まで増

加した介護給付費をはじめ、各審査支払業務を滞りなく実施いたしました。

また、保険者が、国保や介護保険運営の重要な財源となっている、インセンティブ交付金を、多く獲得できるように、「健康づくり事業」や「介護予防事業」、「保険税・収納率の向上策」など、各種共同処理業務を積極的に推進し、市町村支援に努めて参りました。

さらに、国の保健医療対策への協力の一環として、コロナワクチンの「住所地外接種」の費用決済や、介護・障害施設職員の「処遇改善・支援補助金」の支払事務につきましても、適正に処理し、県並びに市町村事務の負担軽減に取り組んだところであります。

次に、第2点目は、本県の国保財政の状況についてであります。

本日の配付資料であります「国保財政等の状況」によりますと、財政運営の都道府県化に伴う、国の公費投入の効果などもありまして、4年連続で全市町村が黒字となる見込みとなりました。

とは言いましても、市町村を個々に見ますと、基金の取り崩しで対応しているところもあり、懸命な運営努力に

もかかわらず、まだまだ厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

このような中、国は、6年目を迎えた新しい国保制度の最大の目的である、「保険税の統一化」を加速させることとしておりますので、財政の責任を担う県と、市町村が力を合わせて、この課題を乗り越えていかなければならないと考えております。

本会といたしましても、こういった状況を踏まえ、国保事業等の安定運営を図るため、引き続き市町村支援に、積極的に取り組んで参る所存でありますので、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、先般開催した理事会におきまして、永年にわたり国保事業の発展に寄与され、その功績を表彰する方々を決定しております。

後程、ご報告することになっておりますが、受賞された方々の、これまでのご努力に、改めて感謝申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。